

令和健康科学大学における公的研究費の取扱いに関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、令和健康科学大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、その不正使用を防止し、その適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省、文部科学省が所管する独立行政法人又はその他の機関等から配分される運営費交付金、寄附金、補助金並びに委託費等を財源として本学が扱う全ての経費をいう。

2 この規程において「職員等」とは、本学の職員その他本学の公的研究費の運営及び管理に係わる全ての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、故意又は重大な過失による、当該公的研究費の目的外使用又は経理規程（令和2年10月1日）その他本学の定める諸規程等（以下「経理規程等」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令並びに補助金等の交付決定に付された条件等（以下「法令等」という。）に違反したものをいう。

(法令等の遵守)

第3条 職員等は、公的研究費の取扱いについて、法令等を遵守しなければならない。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第4条 本学における公的研究費の執行管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、不正使用防止対策に係る基本方針（以下「基本方針」という。）を策定及び周知する。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者と協力して、競争的研究費等の運営・管理を行う。

3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、役員会等において審議を主導するとともに、その実施状況や効果等について役員等と議論を深める。

4 最高管理責任者は、様々な啓発活動を定期的に行い、職員等へ不正行為の防止を可能にする公正な研究環境の確立及び維持も自らの重要な責務であるとの自覚を促す。

(統括管理責任者)

第5条 最高管理責任者を補佐し、本学における公的研究費の執行管理について統括する者として統括管理責任者を置き、事務長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、不正使用防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、具体的な対策を策定及び実行するとともに、定期的に、最高管理責任者へその状況を報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 公的研究費の執行管理の責任者としてコンプライアンス推進責任者を置き、総務課長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行う。

(1) 学部における対策を実行するとともに、定期的に、統括管理責任者へその状況を報告する。

(2) 不正使用の防止を図るため、職員等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(3) 職員等が適切に公的研究費の執行管理を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善指導をする。

(4) 当該学部において、定期的に啓発活動を実施する。

(職名の公開)

第7条 前3条の責任者(以下「各責任者」という。)を置いた場合、又はこれを変更した場合、その職名を公開するものとする。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(経理事務)

第8条 公的研究費の執行に関する取扱いは、別に定めのあるものを除き、経理規程等に基づき取り扱うものとする。

(相談窓口)

第9条 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関する学内外からの相談に迅速かつ適切に対応するため、相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を設置するものとする。

2 相談窓口は、総務課総務係に設置し、その担当係等は公開するものとする。

第4章 職員等の意識向上等

(行動規範)

第10条 不正使用を防止するため、職員等の行動規範を策定し、公開するものとする。

(教育及び啓発活動の実施)

第11条 不正使用を未然に防止するため、職員等に不正使用の防止に係るコンプライアンス教育を受講させるものとする。

2 コンプライアンス教育を実施するにあたっては、職員等の職種や業務実態に則した教育が受講できるよう留意する。

3 不正行為の防止を可能にする公正な研究環境の確立及び維持も自らの重要な責務であると自覚を促すため、不正行為抑止の教育啓発を職員等に対し継続的に実施するものとする。

4 コンプライアンス教育及び啓発活動の実施等については、別に定める。

(職員等の責務)

第12条 職員等は、不正使用の防止のためのコンプライアンス教育を受講しなければならない。ただし、コンプライアンス推進責任者が受講の必要がないと判断した者にあつては、この限りでない。

2 職員等は、不正使用を防止するために法令等を遵守するとともに、コンプライアンス推進責任者の指

示に従わなければならない。

- 3 職員等となった時点で本学が定める不正使用の防止のための教育を必ず受けるものとし、それ以降も最高管理責任者が指定する教育を定期的に受けなければならない。
- 4 前項の義務を履行しない者にあつては、公的研究費の申請並びに運営及び管理に関わることができない。

第5章 不正使用に係る調査、処分等

(調査及び処分等)

- 第13条 不正使用があつた場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合、公的研究費の不正使用に係る調査を行うものとする。
- 2 前項に基づく調査の結果、不正使用があつたと認められた者については、就業規則第8章制裁において制裁を行うものとする。
 - 3 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合、前項に準じて取り扱うものとする。
 - 4 公的研究費の不正使用に係る調査等について必要な事項は、別に定める。

第6章 不正使用の防止

(公的研究費不正使用防止計画)

- 第14条 最高管理責任者は、本学全体の公的研究費の不正使用防止対策について組織横断的な視点で取り組み、具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を把握する業務を行う。
- (防止計画の策定等)
- 第15条 最高管理責任者は、不正使用を発生させる要因に対応する具体的な防止計画を策定するとともに、不正使用の防止に関する対応等について、ウェブサイト等を通じて積極的に公開するものとする。

第7章 公的研究費の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

- 第16条 コンプライアンス推進責任者は、適宜公的研究費の執行状況を確認し、執行状況が適当でないものについて改善を指導しなければならない。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項に定める指導を行ったのち、改善が認められない職員等に対し、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を職員等に遅滞なく示すものとする。
- (発注段階での財源の特定)
- 第17条 職員等は、公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注段階において支出財源を特定して発注するものとする。
- (取引業者との癒着防止)
- 第18条 契約責任者及び契約担当者は、取引業者と契約する場合、経理規程等を遵守するものとし、コンプライアンス推進責任者は、当該職員等と取引業者との癒着を防止するための必要な措置を講ずるものとする。
- (検収業務等)

第 19 条 物品の購入、製造及び修理並びに役務に係る契約（以下「物品の購入等契約」という。）に伴う検収業務については、経理規程等に遵守して行う。

2 非常勤職員を雇用等する場合、その事務に携わる者が日常的に勤務事実の確認を行う。ただし、それによる確認が困難な場合にあっては、定期的に確認する方法によることができる。

（出張の確認）

第 20 条 本学の業務遂行上必要となる出張について、教職員が出張の目的に合った予算であることを確認のうえ、出張伺書を作成し、学長より出張を命じるものとする。

2 出張終了後は、出張復命書兼旅費精算書を提出、旅費規程等で定められた書類その他の旅行の事実を証明するものを提出しなければならない。

（不正な取引を行った業者の処分）

第 21 条 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分については、別に定める。

第 8 章 情報伝達を確保するための体制

（通報窓口）

第 22 条 不正使用及びその疑いがあるもの（以下「不正使用等」という。）に関する通報及び情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）は総務課長とし、その通報先等は公開するものとする。

（不正使用等に関する報告）

第 23 条 通報窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合、公益通報窓口担当者は、速やかに最高管理責任者、統括管理責任者に報告するものとする。

（使用ルール等の理解度の確認）

（不正使用防止に向けた措置）

第 24 条 推進室は、不正使用の防止に向けた取組の状況を本学のウェブサイトで公表するとともに、その施策を確実に継続的に推進するものとする。

第 9 章 モニタリング等

（監査）

第 25 条 公的研究費の適正な管理のため、令和健康科学大学科研費等の内部監査に関する規程に基づき、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

（内部監査）

第 26 条 監査室は、内部監査規程に基づき、業務監査及び会計監査を実施するほか、監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行い、不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

（監事の役割）

第 27 条の 2 監事は、大学運営会議等において、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

2 監事は、大学運営会議等において、総括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、

不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

第10章 その他

(その他)

第28条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第29条 本規程の改正は大学運営会議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。